

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年4月8日

横浜市契約事務受任者  
横浜市環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

古橋市民の森ほか2か所維持業務委託(緊急)

古橋市民の森、新橋市民の森、鯉ヶ久保ふれあいの樹林において、台風15号により倒木や幹折れ、枝折れ等が発生し、危険な状況であるため、来園者や隣接地の安全を早急に図る目的で、危険木等の伐採、倒木やかかり木の処理等を行います。

2 履行(納品)場所

泉区和泉が丘3丁目2725 古橋市民の森

泉区新橋町825 新橋市民の森

泉区中田南1丁目1342-1 鯉ヶ久保ふれあいの樹林

3 契約日

令和元年9月11日

4 履行日又は履行期間

令和2年2月28日

5 契約金額

¥12,195,814.-

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社 港南植木ガーデン

代表取締役 笠原 和弘

横浜市港南区港南3-15-6

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

台風15号により発生した倒木、枝折れ等の危険木の処理を行い、来園者や隣接地の安全を早急に図る必要があるため。

8 契約の相手方の選定理由

同市民の森や南部公園緑地事務所管内の緑地等で危険木伐採等を行った実績があり、また緊急対応可能な人員を有しており、迅速に対応が可能であったため。

9 所管課

環境創造局南部公園緑地事務所